

吹田市 自殺対策の推進体制（2018年度～）

自殺対策推進懇談会

(1)意見交換する事項

- ①計画の策定及び推進に関する事項
- ②自殺対策の推進を目的とした関係機関の情報交換、情報共有及び連携に関する事項
- ③その他自殺対策の推進に関する事項

(2)構成について

①委員(8名)

- ・学識経験者(弁護士)
- ・関係団体(医師会、薬剤師会、社協、民児協)
- ・大阪府こころの健康総合センター
- ・市民委員2名

②事務局

吹田市健康医療部地域保健課

※その他、必要に応じて、市の関係室課や委員以外の者を出席や協力を得ることも可能。

意見報告

自殺対策推進庁内会議

- ①関係部局の部長級職員で構成
- ②本市の自殺対策に関する方向性、計画の策定・推進に関する事務を所掌

作業部会等

(1)計画策定・推進作業部会

- ①関係室課の室課長で構成
- ②自殺対策計画の策定及び推進に関する事務を所掌

(2)実務担当者会議

- ①現行の実務担当者会議の委員(担当者レベル)で構成
- ②自殺予防対策に係る市と関係機関の実務的な情報共有や連携に関する事務を所掌

意見求める